

## 福島市高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市は、養護老人ホーム(老人福祉法第11条第1項第1号に規定する入所委託する施設)を整備する事業者(以下「事業者」という。)に対し、施設整備等で市長が必要と認める整備事業を行う場合に、当該施設整備に要する経費について、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金の対象及び額)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「対象事業」という。)及び補助基準は、別表1のとおりとし、その額は、別表2の補助金交付基準に基づき算出された範囲において、市長が定める額とする。なお、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### 2 対象事業のうち、次に該当するものは対象外とする

- (1)施設及び設備等の維持管理義務を怠ったことに起因したもの
- (2)設計や工事の不備や粗濁に起因したもの
- (3)門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路などの外構整備にあたるもの
- (4)その他施設整備費として適当と認められない費用

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1)申請額内訳書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)収支予算書
- (4)平面図  
加えて、補助対象外の施設が併設されている場合は、面積按分表
- (5)見積書の写
- (6)運営法人の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を含む決算報告書
- (7)次に掲げる国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨の申立書
  - ア 消費税及び地方消費税
  - イ 法人税
  - ウ 法人県民税
  - エ 法人市民税(個人市民税)、固定資産税及び軽自動車税
- (8)その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1)国税及び地方税の滞納がないこと。

- (2)事業により取得し又は増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければならないこと
- (3)事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間)を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4)市長の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5)補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6)補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (7)補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の額の確定した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間)を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8)その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

#### (申請の取下げ期限)

第5条 補助金の交付を申請した者は、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受領した日から15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

#### (変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付を受けた事業者は、規則第6条第1項及び第2項の規定により、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分(軽微な変更は除く。)、補助事業等の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、規則第9条に規定する補助事業等変更(中止又は廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更とは、事業目的、事業主体及び補助金の増額のいずれの変更を伴わないもので、かつ以下のものとする。

- (1)補助対象経費の2割以内の減額
- (2)補助対象経費の費目間の流用で2割以内の増額

(補助金等の交付)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、規則第17条第1項第1号の規定により、補助事業の完了前に補助金の交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条に定める報告は、工事着工時は、工事着工報告書(様式第3号)により、工事に着工した日から7日以内に、また、12月末日現在の工事進捗状況については、工事進捗状況報告書(様式第4号)により、市長が別に定める日までに報告しなければならない。

(工事検査申請)

第9条 事業者は、補助事業が竣工したときは、直ちに工事検査申請書(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)精算額内訳書(様式第6号)
- (2)収支決算書
- (3)工事等完成写真
- (4)その他市長が必要と認める書類

(消費税等仕入控除額の確定)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。)が確定した場合(仕入控除税額0円の場合も含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

【別表1】 対象事業及び補助基準

整備区分	内容	補助基準
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要になった外壁改修、屋上等の防水工事	対象事業費の最大4分の3
(2)施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等の改造工事	対象事業費の最大4分の3
(3)施設の冷暖房設備の設置	入所者及び職員の生命身体に直接的な影響を与えるおそれのある、熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事	対象事業費の最大4分の3
(4)その他大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事	対象事業費の最大4分の3

(注) 1 施設とは、養護老人ホーム及び養護盲老人ホームをいう。

2 一定年数は、おおむね15年とする。

2 補助基準

(1)1施設の総事業費について、次により算出された金額以上のものを対象とする。なお、これにより算出された額が、1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものを対象とする。

$$\text{施設延面積(市長が必要と認めた面積)}(\text{m}^2) \times 4,000\text{円}$$

ただし、1の(3)の事業については、総事業費が300万円以上のものを対象とする。

(2)建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(3)設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

【別表2】 補助金交付基準

1 対象事業費の算出

(1)基準額と対象経費の実支出の合計額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ア 基準額は、市長が別に定める額とする。

イ 対象経費は、下記計算式によって算出する。

$$\text{対象経費} = \text{対象総工事費} \times \left( \frac{\text{対象施設専有面積} + \text{共有部分の按分面積}}{\text{建物全体の総床面積}} \right)$$

対象総工事費(施設整備(施設整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認め  
た整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(2に定める費用を除く。)及び工事事務費  
(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印  
刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を  
限度とする。))

ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負  
費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含む。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比  
較して、少ない方の額を交付額とする。

(3) (2)の額と、(1)アで定める基準額を比較して、いずれか少ない方  
の額に 3/4 を乗じた額とする。

(4) (3)の額は、当該年度当初予算額を限度とする。

2 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(1)土地の買収又は整地に要する費用

(2)既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を改修することより、効率的であると認めら  
れる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(3)職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(4)門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路などの外構整備に要する費用

(5)その他施設整備費として認められない費用